

## 監事監査規則改正の件

会社法の改正に伴い、消費生活協同組合法第31条の8が設けられたことを受けて、関係する条文の修正・追記と繰り下げを行います。

改正後	改正前	改正理由等
<p>(監事会における協議事項)</p> <p>第22条 第19条第1項第3号に定める事項は、以下に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提出することに対する同意</p> <p>(2) <u>組合員による理事(理事であった者を含む、第3号及び第4号において同じ。)</u>の責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意</p> <p>(3) 組合員による<u>理事</u>の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認</p> <p>(4) <u>組合による理事の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の同意</u></p> <p>(5) 監事による公認会計士等の解任</p> <p>(6) 各監事の報酬等</p>	<p>(監事会における協議事項)</p> <p>第22条 第19条第1項第3号に定める事項は、以下に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 理事の責任の一部免除に関する議案を総代会に提出することに対する同意</p> <p>(2) 組合員による<u>役員</u>の責任を追及する訴えにおいて、組合が被告理事側に補助参加することに対する同意</p> <p>(3) 組合員による<u>役員</u>の責任を追及する訴えにおいて、裁判所から通知された和解内容の承認</p> <p>【追加】</p> <p>(4) 監事による公認会計士等の解任</p> <p>(5) 各監事の報酬等</p>	<p>2019年会社法の改正の伴う生協法への対応</p>
<p>附則</p> <p>(施行日)</p> <p>1 この規則は、2023年6月13日から施行する。</p>	<p>【追加】</p>	<p>附則の追記</p>

行政機関への届出の際、訂正を求められた場合議決の本旨を変えない字句の訂正等は監事会に一任願います。